

第6次 池田市総合計画

「私」が創る「地域」と育てる
誇りに思えるまち



IKEDA CITY
池田市

はじめに

池田市は「平和安全都市」「教育・文化・健康都市」「風格あるゆたかな都市」の三大都市宣言をもとに、昭和 45 年に最初の総合計画を策定以来、51 年、56 年、平成元年、11 年と時代に応じて計画を改定しつつ、まちづくりを推進してまいりました。

しかし、新たな世紀を迎え 10 年が経過した今日、わが国を取り巻く情勢はめまぐるしく転換し続け、また地方分権の進展や住民自治社会への期待により、基礎自治体である市町村の役割が増大しております。これに伴い、本市を取り巻く諸情勢も大きく変化する中で、遠く 22 世紀までも展望した池田創造のためのプランとするため、この度、基本構想を全面改定いたしました。

本計画は、まちづくりの最上位に位置付けられる計画であり、本市の最高規範である「池田市みんなでつくるまちの基本条例」の基本理念にのっとり、行政だけでなく、市民や地域団体、企業、NPO などが、主体的にまちづくりに関わっていただくときに尊重されるべき指針となるものです。その目標年次を平成 34 年、将来都市像を「豊かな自然を守り、遊ぶ 歴史に学び、集う にぎわいが人と人をつなぎ、豊かで美しい心が育まれるまち」とし、さらに 6 つのまちづくりの基本目標を掲げ、それに基づいて、市民ニーズを反映し、時代に適応した 41 項目の施策を示しています。

また、個々の施策項目については、21 世紀の折り返し地点である平成 62 年における本市の「めざすべき姿」を想定し、「現状と課題」「施策の体系」に加え、「自分たちのまちは自分たちでつくる」ためのステップとして、「市民等の市政への参画」についてもお示しさせていただきました。さらに、計画の実効性を確保する見地から、基本構想と基本計画に基づく短期計画として実施計画を別途策定することはもちろん、地域分権制度による特色あるまちづくりを推進するため、地域計画を別途策定することを基本構想に明記させていただきました。

最後に、本計画策定にあたりまして、市議会をはじめ総合計画審議会委員の方々および市民意識調査等を通じまして貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の実現に努力してまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



平成 23 年 1 月

池田市長 倉田 重

目次

総合計画の概要	1
池田市を取り巻く情勢	2
めざすまちの将来像	4

まちづくりの基本姿勢	10
将来像達成のための重点施策	12
まちづくりの基本計画	13

総合計画の概要

計画の目的

この計画は、池田市の 22 世紀をも見据えた発展と豊かな市民生活を築くため、めざすべき将来像を示し、まちづくりの基本目標とその実現のための施策を明らかにすることを目的とします。

計画の性格と位置付け

総合計画は、本市の将来を展望した総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画です。

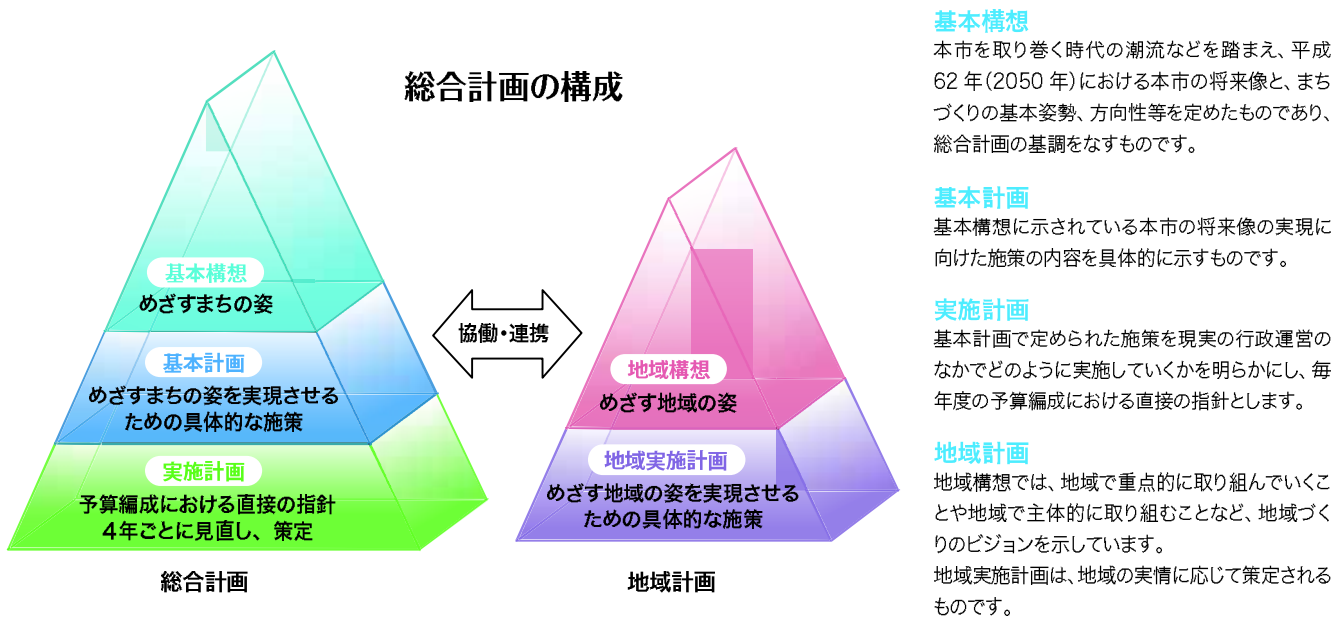
行政だけでなく、市民や地域団体、企業、NPOなどがまちづくりに関わるときに尊重されるべき指針となるものです。

なお、今後の社会経済情勢の変動により、計画の実効性が保てない諸情勢が生じた場合は、必要に応じて見直し・改定を行うこととします。

計画の構成と計画期間

1 計画の構成

この計画は、基本構想および基本計画からなります。また、基本構想および基本計画の実効性を確保する見地から、別途実施計画を策定するものとします。本市では、全国初の取り組みとして、地域分権制度を進めてきました。今後、さらに地域主体のまちづくりを促進していくため、各地域のまちづくりの特徴や方向性も総合計画に盛り込むものとします。



2 計画の期間

計画期間は、平成 23 年度(2011 年度)から 34 年度(2022 年度)までの 12 年間とします。

池田市を取り巻く情勢

社会情勢の動向

人口減少社会の到来

- ◇我が国の人口は平成 62 年（2050 年）には約 1 億人にまで減少すると予測されている
- ◇少子高齢化により、社会全体の活力が低下するとともに、医療、福祉にかかる費用の負担増等が懸念されている

循環型社会の実現に向けた取り組みの進展

- ◇地球温暖化、熱帯雨林の減少、酸性雨の発生、オゾン層の破壊など、地球レベルでの環境問題が深刻化している
- ◇企業においては CSR 報告書を発行するなど、環境への配慮が不可欠な要素となっている
- ◇市民においては環境保全活動に取り組む NPO 団体数が急増し、地球環境や身近な環境問題に対する意識が高まっている

高度情報ネットワーク社会の到来

- ◇パソコン等の情報通信機器が飛躍的に普及し、日常生活におけるインターネットの利用が急速に拡大しているが、個人や地域の間に情報格差を生むことも懸念されている
- ◇高度情報化社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護が重要な課題となっている

安全・安心への意識の高まり

- ◇国内外で地震や異常気象等の自然災害による甚大な被害が頻発している中、市民の防災に対する意識が高まっている
- ◇学校や地域と連携した見守り体制、防犯体制を充実することが求められている
- ◇食の安全確保のほか、新型インフルエンザ対策などの新たな感染症に対する対策なども求められている

地方分権の進展

- ◇市民に最も身近な基礎自治体としての市町村の役割はますます高まっている
- ◇特色あるまちづくりに取り組むとともに、行財政能力の向上や効率的な行政運営、市民に開かれた行政などが求められている

住民自治社会への期待

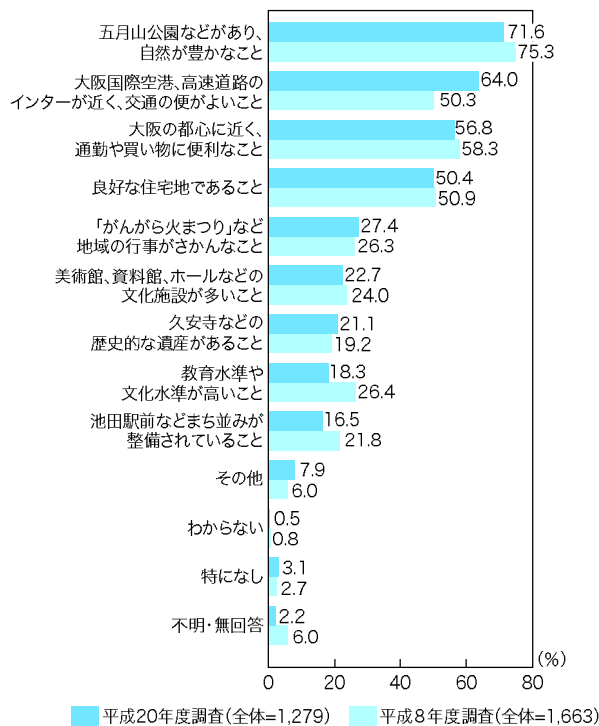
- ◇「自助、共助、公助」の考え方に基づくまちづくりが求められている
- ◇さまざまな場面で市民の参画を進め、地域が主体となって地域の問題を解決していくという住民自治の社会を実現することが重要となっている

市民意識の動向

(出所：池田市まちづくりに関する市民意識調査)

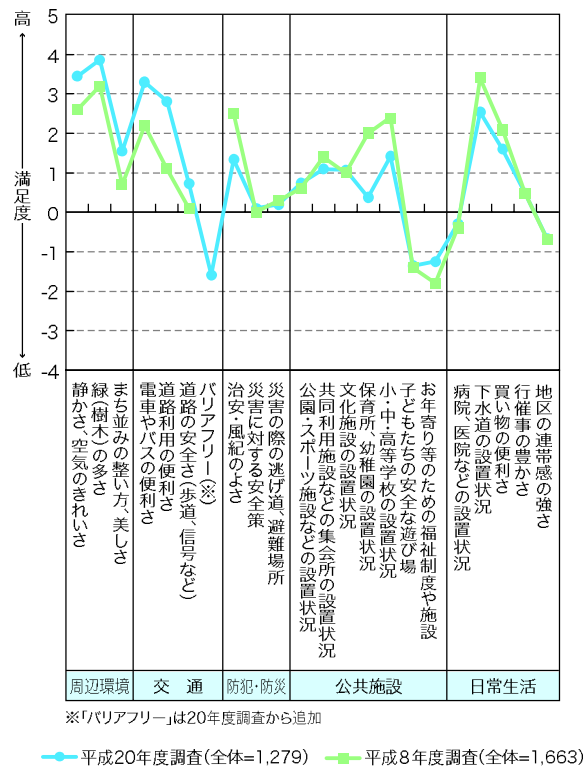
1 池田市の特徴

■市の特徴として人に紹介したり誇れるもの



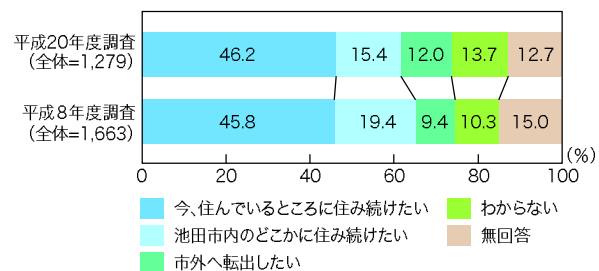
2 生活環境に対する満足度

■生活環境に対する満足度

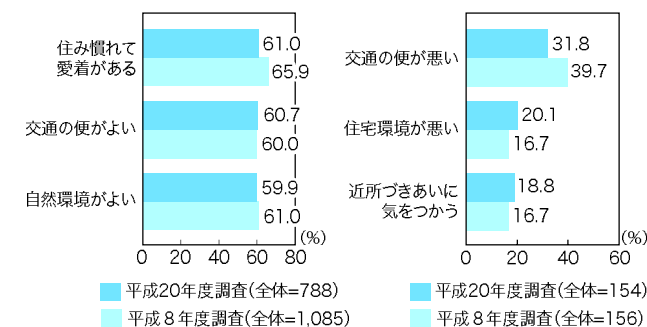


3 市内への定住意向

■定住意向

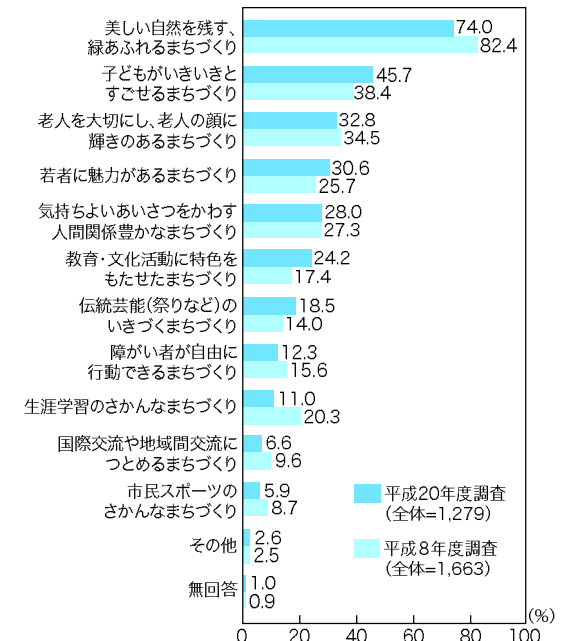


■住み続けたい理由、転出したい理由（上位3位）



4 希望するまちづくりの方向

■今後のまちづくりの方向性



めざすまちの将来像

まちの将来イメージ

将来の都市像

市民が主体となってつくる暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する、地方分権改革による新しい幕開けにふさわしいまちをめざします。

1

にぎわいと
活力あふれる
まち

2

みんなが健康で
いきいきと
暮らせるまち

3

人、環境に
やさしい安全・
安心なまち

「私」が創る
「地域」と育てる
誇りに思えるまち

6

行財政改革を
推進し希望の
持てるまち

5

豊かな心を育む
教育と文化の
まち

4

みんなでつくる
分権で躍進する
まち



人口と財政フレーム

1 定住人口

定住人口を維持し、平成 34 年度 (2022 年度) における定住人口を 105,000 人とすることを目標とします。

目 標

定住人口：105,000人

2 活動人口

本市では、地域コミュニティ推進協議会をはじめ、自治会、ボランティア団体、NPO等さまざまな団体がまちづくりにおいて重要な役割を担っています。そこでこのような団体に所属したり、活動に参加したりする市民の数を「まちづくり人口」と定義します。また、仕事や学習、観光などさまざまな目的で本市を訪れ、市民と交流する人の数を「交流人口」と定義します。

個性豊かで活力あるまちづくりのためには、定住人口を増やすだけでなく、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を持ち、積極的にまちづくりに参加する人を増やすことが必要です。

このため、まちづくり人口と交流人口を合わせたものを「活動人口」と定義し、本市の定住人口とほぼ同じ程度の人口が、日々「活動」しているまちを目標とします。

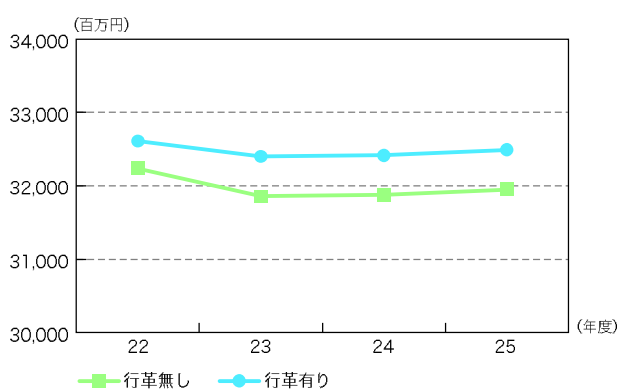


3 財政状況

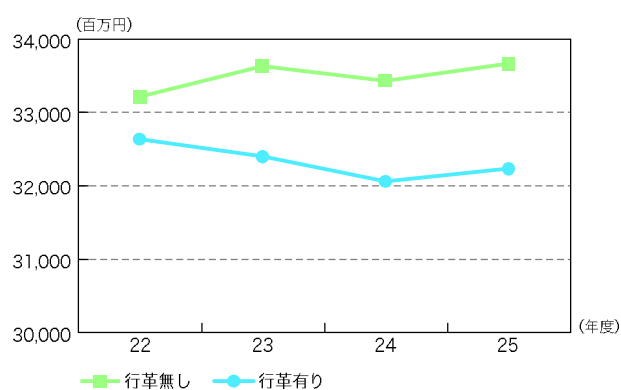
今後の財政状況の見通しについては、歳入面では、国の制度改革の方向性が不透明な中、少子高齢化による生産年齢人口の減少や、長引く不況等さまざまな影響により、大幅な税収の増を見込めない状況にあります。一方、歳出面では、少子高齢化による福祉・医療・社会保障費の増大や平成32年(2020年)頃からピークを迎える社会資本の大量更新期の到来などにより財政需要は増加し、今後も厳しい状況が続くと見込まれます。

このため平成9年(1997年)を見直し元年として取り組んできた実績を踏まえ、新たな行財政改革に取り組み、定住施策や産業振興を通じた税源確保を図るとともに、地域分権制度の推進や広域化の推進などにより、歳出を抑制し、健全な財政運営を行うことで、総合計画に掲げる施策、事業の実現性を確保します。

■歳入の見込み



■歳出の見込み



※「行革有り」は行財政システム改革プランの各年度の改善目標が達成された場合
(出所:『池田市行財政システム改革プラン中間見直し(平成21年3月)』)



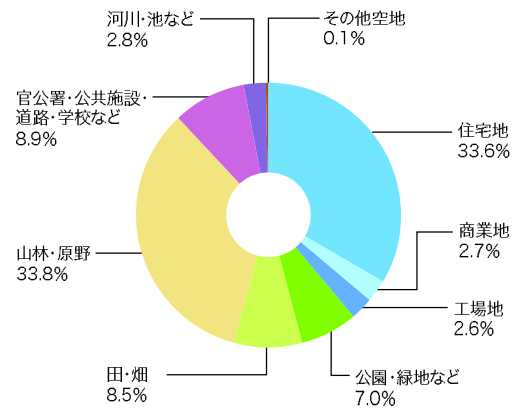
都市機能構想

1 土地利用の基本方針

土地は、現在および将来における市民のための限られた貴重な資源であるとともに、市民生活や産業活動の共通の基盤であり、その利用の在り方は、市民の生活および地域の発展と深い関わりを持っています。

土地利用にあたっては、次の基本的な方針のもとに、歴史的・文化的環境や景観の継承と創造、災害や公害の防止に努め、適正かつ計画的に進めることとします。

■土地利用現況



(出所：平成18年度(2006年度)都市計画に関する基礎調査)
注)道路は幅員20m以上のもののみ、それ以外は各々に含まれる。

(1) 公共の福祉を優先させた土地利用

土地は限られた資源であり、公共の福祉を優先させた計画的な利用が図られるべきであることから、その土地を取り巻く自然的、社会的、経済的および文化的諸条件に応じた適正な利用に向けて、都市計画制度の適切な運用を図り、秩序ある発展をめざします。

(2) 環境との共生をめざしたまちづくり

本市の豊かな自然環境は、個性ある景観をつくり出しており、うるおいと恵みをもたらす豊かな自然を持続可能な形で享受しつつ、将来に継承することが私たちの責務です。このため、まちづくりにあたっては、環境への配慮を優先させ、ゆとりを実感できる環境との共生をめざした都市づくりを促進します。

■用途地域指定状況

区域	用途地域	面積 (ha)	市街化区域面積に対する割合 (%)
市街化区域	第一種低層住居専用地域	179	16.5
	第一種中高層住居専用地域	467	42.9
	第二種中高層住居専用地域	19	1.7
	第一種住居地域	157	14.4
	第二種住居地域	64	5.9
	近隣商業地域	26	2.4
	商業地域	28	2.6
	準工業地域	69	6.4
	工業地域	47	4.3
	無指定地域	32	2.9
	合計	1,088	100.0
市街化調整区域		1,121ha	
都市計画区域面積		2,209ha	

(出所：平成21年度(2009年度)都市計画概要)

2 ゾーン別の土地利用方針

本市では、地域特性を最大限に生かし、秩序ある個性豊かなまちの形成を図るため、市域を4つのゾーンに分類し、土地利用の基本方向を定めます。

また、本市の中心的な役割を担い、多様な都市機能の集約・高度化を進める都市核と、広域拠点と地域拠点、他の都市圏とを連結し、交流・活用をより活性化させていく都市軸を設定します。

■ 交流にぎわいゾーン

駅前周辺であり、商業・近隣商業地域という立地条件を有効に活用し、土地利用を拡大するため、高度利用を図りながら商業施設、業務施設の効果的な誘導を図ります。特に、駅前整備については、地域の特性を生かし、用途地域に基づいた土地の高度利用を図り、商業・文化機能などのほか集合住宅をも兼ね備えた施設整備を促進し、多くの人が交流し、にぎわいのあるゾーンとしての形成に努めます。

■ 産業はつらつゾーン

高速道路、大阪国際空港など広域交通幹線が集中する国土軸上にあり交通の利便性がきわめて高い地域です。自動車工業をはじめ工業化が進んでいますが、広域交通の要衝としての利点を生かし、運輸、流通や空港関連などの施設の集積と基盤整備を図り、産業が飛躍、発展するゾーンとしての形成に努めます。

■ 都市核・都市軸

本市の都市核は「池田駅周辺」「石橋駅周辺」「大阪国際空港」と設定します。

また都市核を結ぶ国道176号と南北に走る国道173号、423号、さらに府道伊丹池田線等を都市軸として、交流・連携を促進します。

さらに、細河地域へ教育施設の誘致を図ることにより、本市北部の「都市軸の交流・連携」の中心となるよう、実現に向けて取り組んでいきます。

■ 居住やすらぎゾーン

住居系地域としての土地利用の純化をより促進し、居住環境の改善を図るとともに、住宅の新築、改築などにあたっては、適切な行政指導を行うなど、良好な市街地の形成に努め、生活環境の整った居住地区として整備を図ります。

また、教育文化機能や医療・福祉機能の充実を図り、やすらぎのあるゾーンとしての形成に努めます。

□ 自然ふれあいゾーン

五月山緑地は自然を生かした整備を進めるとともに、五月山山系は五月山景観保全条例の適正な運用による景観の保全を図り、自然とのふれあいゾーンとしての形成に努めます。

細河地域については、乱開発の防止を図り、植木園芸産業の振興に努めつつ、地元住民との合意形成を図りながら、地域の活性化策を踏まえ、地区計画などを活用した土地利用の検討を進めます。

